

平成 18 年 4 月 10 日
国土交通省

国際海事機関(IMO)第10回ばら積み液体及びガス小委員会(BLG10) の結果について

4月3日から7日まで、ロンドンのIMO本部において、第10回ばら積み液体及びガス小委員会(BLG10)が、我が国を含む60カ国、21機関の参加により開催された。

我が国からは、国土交通省、環境省、外務省、東京大学、海上技術安全研究所その他関係業界代表等により構成された代表団が出席し我が国意見の反映に努めた。

今次会合における審議の概要は以下のとおり。

1. 改正採択化学品の安全性及び危険性の評価と必要となる改正の準備

昨年10月に開催された第11回化学品の安全及び汚染危険性の評価に関するワーキンググループ(ESPH11)の報告書に基づき、国際バルクケミカルコードに記載のない物質の追加が審議され、アルキルベンゼン混合物(トルエンが少なくとも50%含まれるもの)等の新規3物質が追加されることになった。

また、動植物油は現行制度では包括的に扱われているが、改正IBCコードでは化学的組成ごとに個別の物質として評価されており、物質ごとに運送要件の変化がないにもかかわらず何度も査定が必要となり、効率的でない。そのため、英と共にIBCコードにおける動植物油の扱いを変更するため提案を行ったところ、多くの国の支持を得て提案が認められた。

2. 大気汚染の防止

今次会合から、船舶からの大気汚染防止を規定しているマルポール条約附属書VIの見直し作業が開始された。大気汚染物質削減技術の現状や削減のための方策について意見交換が進められたが、今次会合では結論が出ず、更なる検討を進めるため、11月中旬に中間会合をノルウエーで開催すること及び中間会合に向けて削減方策を検討するため通信部会を設置することが合意された。

3. その他

(1) バラスト水管理条約の実施のためのガイドライン

追加的規制に関するガイドライン等4本のガイドラインについてドラフトが最終化され、本年10月に開催される第55回海洋環境保護委員会(MEPC55)で採択される見込みとなった(バラスト水管理規制条約に必要なガイドラインは14本とされており、現在まで6本のガイドラインが採択されている。)

(2) ふん尿浄化装置の技術基準の改正

ふん尿浄化装置について、排出基準を強化することなど技術基準を変更することが合意された。今後、MEPC55において改正技術基準が採択されることになった(適用日に関しては、MEPC55において決定される予定)。

連絡先

総合政策局環境・海洋課海洋室	井田(内線 24362)(上記3.(1)関係)
海事局安全基準課	村岡(内線 43-925)(全般)
検査測度課	神谷(内線 44-214)(上記1. 関連)